



発行：日本行政書士政治連盟三重会 三重県津市広明町328 津ビル2階
電話：059-226-3137 FAX：059-226-4707

Vol. 012
不定期発行（年2回程度）

農振除外に関する請願結実

国のガイドライン一部改正され、異議申し出と関係ない除外の停滞解消

日政連三重が事前説明や調整などの支援を行い令和3年11月1日に三重県議会にて採択された「市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正を求める意見書」が提出されました。その後石田成生県議らと共に鈴木英敬内閣府政務官（当時）に陳情に赴くなどの活動を行いました。こうした活動を受け徐々に審議の対象となっており、令和6年3月28日付「農業振興地域制度に

が定める農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正を求める意見書」が提出されました。その後石田成生県議らと共に鈴木英敬内閣府政務官（当時）に陳情に赴くなどの活動を行いました。こうした活動を受け徐々に審議の対象となっており、令和6年3月28日付「農業振興地域制度に

に関するガイドラインの一部改正について」の一部改正について、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年4月1日付け12機改C第261号農林水産省構造改善局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、制度の適切な運用につき各段の御配慮をお願いします。なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知いたします。

5農振第3263号
令和6年3月28日

三重県知事 殿

農林水産省農村振興局長 殿

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について

「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年4月1日付け12機改C第261号農林水産省構造改善局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、制度の適切な運用につき各段の御配慮をお願いします。なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知いたします。

農林水産省農村振興局長通知

関するガイドラインの制度について」の一部改正について、が農林水産省農村振興局長より三重県知事宛に通知され、我々が請願で求めた異議申し出と関係ない農振除外手続の停滞が解消されることとなりました。この請願は正に改正された行政書士法第一条にある「国民の権利利益の実現に資する」ため三重県行政書士会が国民に代わって請願したものを日政連三重が支援し成し遂げられたものであり、大変喜ばしい結果となりました。請願提出前から制度一部改正まで関わっていたいただいた三重県議会議員や地元国会議員のご努力はもとより、日政連三重と

新年賀詞交歓会開催

令和6年1月6日（土）ホテルグリーンパーク津4階伊勢の間にて三重県行政書士会と共催で新年賀詞交歓会を開催いたしました。

一見勝之三重県知事、前葉泰幸津市長、末松則子鈴鹿市長を始め、中川正春、中川康洋、石原正敬各衆議院議員、吉川ゆうみ、山本佐知子各参議院議員他多数の県会議員、市議会議員、町議会議員の方々にご参加頂きました。



本会が共に長年に渡り信頼関係を構築してきた成果でもあります。今後も引き続き良好な関係の維持発展に努めてまいります。

県議会主要会派への要望も結実

会長）及び水利組合長協議書、農業委員及び農地利用最適化推進委員の事前確認書」の添付不要を申し入れたところ、令和六年四月審議分から添付不要とする旨、伊賀市農業委員会より通知が出力され、業務改善されました。

昨年本会とともに各政党への要望聴取会において伊賀市での農地転用手続における「区長（自治

